

マージン率等の情報提供について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）第23条第5項の定めにより、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

（2024年9月30日時点 ※当社決算期末）

事業所の名称 株式会社イーノベーション
事業所の所在地 大阪市中央区北浜3丁目2番25号 京阪淀屋橋ビル9階
許可番号 派27-301879

① 派遣労働者数

42人

② 派遣先事業所数(実数)

17事業所

③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額

27,801円(8時間 全業務平均)

④ 派遣労働者の賃金の額の平均額

18,562円(8時間 全業務平均)

⑤ マージン率

33.2%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、有給休暇費用、事業運営費として営業及び事務担当者の人件費や営業活動諸費用、オフィス賃貸料、採用活動・広告費用、健康診断、研修費等が含まれています。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（全ての派遣労働者）

当該労使協定の有効期間の終期（2025年3月31日）

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
入社時・派遣時研修	新規採用者・新規就業者	OFF-JT	無償	有給
Pマーク研修 セキュリティ研修	全派遣労働者	OFF-JT	無償	有給
技術研修	フルタイム1年以上雇用見込み の派遣労働者で希望する者	OFF-JT	無償	有給
階層別研修	フルタイム1年以上雇用見込み の派遣労働者	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 キャリア・コンサルティング担当 電話番号 06-4703-1003

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

福利厚生等 : 社会保険、有給休暇、健康診断
各種サポート : キャリアカウンセリング、ご相談窓口の設置、オンライン研修